

第4期阿蘇市障がい福祉計画

素案

平成27年1月

目 次

第 1 章	計画の概要	5P
第 2 章	障がい者数等の現況	9P
第 3 章	第 3 期計画の進捗状況	16P
第 4 章	平成 2 9 年度の数値目標	26P
第 5 章	障害福祉サービスの必要量見込み等	28P
第 6 章	地域生活支援事業の必要量見込み	39P
第 7 章	サービス見込み量等の確保のための方策	43P

第1章 計画の概要

1. 障がい者施策のこれまでの経緯

わが国における障がい者施策は、平成12年に改正された社会福祉法に基づき、平成15年4月から「支援費制度」がスタートし、利用者が必要な福祉サービスを主体的に選択する画期的な改革となりました。

措置制度から契約制度への移行によってサービス利用者が急激に増加する等、障がいのある人が地域で暮らすための支援が進んできた一方、支援費制度が身体障がい者及び知的障がい者を対象とするものであり精神障がい者が対象外であること、障がい種別ごとの制度になっていること等の様々な問題が生じてきました。

このような状況に対応するため、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体障がい者及び知的障がい者に加え、精神障がい者も含めた一元的な制度となりました。しかしながら、新たな制度においても利用者負担の仕組み等について改善を求める声が高まり、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実が図られました。

その後、平成25年4月に、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しやサービス基盤の計画的整備により、障がいのある人に対する支援の拡充が図られました。

2. 計画策定の趣旨

本計画は、障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、同法第88条に基づき、国の定める基本指針に即して策定します。併せて、これまでの計画の進捗状況及び数値目標を検証するとともに、平成29年度までの各年度における「障害福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策を定め、平成27年度以降の本市の障がい福祉関連施策を計画的に推進していくことを目的として、第4期障がい福祉計画を策定します。

3. 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋） （市町村障害福祉計画）</p> <p>第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>(2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>(3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>

平成 24 年 3 月、障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本方針を定める「第 2 期阿蘇市障がい者計画」及び障害者自立支援法に基づき、サービス供給量を定める「第 3 期阿蘇市障がい福祉計画」の 2 つの計画を合わせた「阿蘇市障がい者福祉計画」を策定しました。

しかしながら、2 つの計画は、根拠法令が異なることや障害者総合支援法が施行されてから初めての障がい福祉計画の策定を迎えたことなどから、今回の「第 4 期阿蘇市障がい福祉計画」の策定を機に、今後は、「阿蘇市障がい福祉計画」と「阿蘇市障がい者計画」を分けて策定していきます。

なお、「阿蘇市障がい者福祉計画」については、障がい者計画部分のみを残し、現計画が失効する平成 29 年度に「第 3 期阿蘇市障がい者計画」を策定する予定としています。

H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
阿蘇市障がい福祉計画 (第 1 期計画)			阿蘇市障がい福祉計画 (第 2 期計画)			阿蘇市障がい福祉計画 (第 3 期計画)			阿蘇市障がい福祉計画 (第 4 期計画)		
阿蘇市障がい者計画 (第 1 期計画)						阿蘇市障がい者計画 (第 2 期計画)					

計画の性格及び内容

	障がい福祉計画	障がい者計画
根拠法	障害者総合支援法	障害者基本法
性格	障がい福祉サービス、相談支援等の提供体制の確保に関する計画	障がい保健福祉施策の基本的方向を示す計画
内容	各年度における指定障害福祉サービス・指定相談支援等の必要な見込み量、その確保のための方策等を定めたもの	施策推進の基本的な考え方や具体的方策、達成すべき目標を定めたもの
期間	3年間（法定）	法定なし

(2) 他の計画との関係

本市では平成23年3月に平成27年度を目標とする「阿蘇市総合計画後期基本計画」を策定し、「緑いきづく火の神の里」を将来像として掲げています。

この中の施策の大綱のひとつとして「安心して暮らせる快適なまちづくり」を掲げ、「福祉サービス基盤の充実」「障がい者の生きがい対策の充実」「就労の促進」に取り組んでいます。この総合計画を基本指針として、地域福祉の指針である「第2次阿蘇市地域福祉計画」等の関連計画に基づき、本計画の施策を推進します。

4. 計画の期間

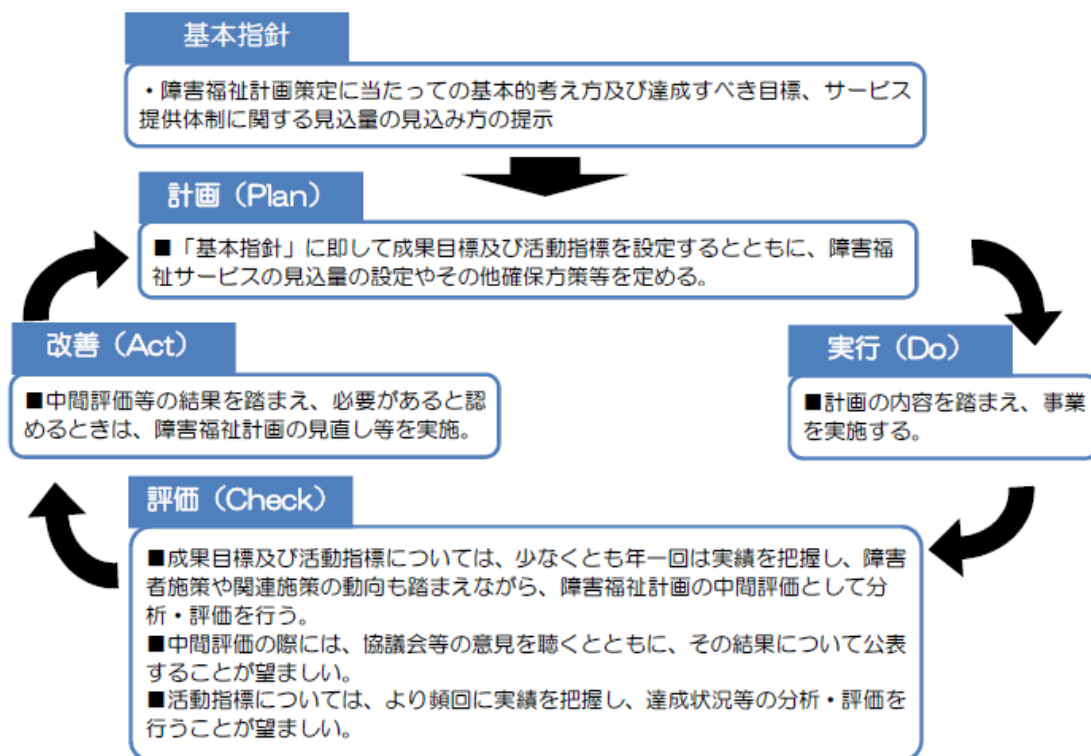
市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

5. 計画の進行管理（PDCAサイクルによる計画の見直し）

計画は、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされており、PDCAサイクル※により計画の進行管理を行います。

(障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

このPDCAサイクルに沿って本市では、計画で掲げた目標について毎年その実績を把握し、分析・評価を行います。また、分析・評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとします。

※PDCAサイクル…様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくもの。

6. 計画の基本的な考え方

本計画は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法並びに熊本県障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の理念を踏まえて、「阿蘇市障がい者福祉計画」の「ノーマライゼーション」※と「リハビリテーション」※という2つの基本理念と、「障がい者の完全参加と平等」の基本目標を共有します。基本理念や基本目標を実現していくための施策も、「阿蘇市障がい者福祉計画」の3つの視点「1 障がい者の自立支援」「2 障がい者への正しい理解と推進」「3 障がい者の活躍の場の確保」による施策を共有し、引き続き推進します。

第2章 障がい者数等の現況

1. 身体障害者手帳交付者数の推移

「3級」、「4級」のみ増加傾向で他の級はすべて減少傾向にあります。主たる障がいを見ると、「肢体不自由」が最も多く、これに「内部障がい」が続いています。

■身体障害者手帳交付者数の推移 単位:人

年度	23	24	25
1級	547	543	530
2級	310	304	292
3級	361	364	371
4級	643	663	662
5級	126	121	113
6級	113	106	106
合計	2,100	2,101	2,074

※各年度末現在の人数

■身体障がい者の主たる障がい 単位:人

主たる障がい	23年度	24年度	25年度
視覚障がい	126	120	117
聴覚・平衡機能障がい	181	185	188
音声・言語・そしゃく機能障がい	15	16	14
肢体不自由	1,238	1,236	1,225
内部障がい	540	544	530

※各年度末現在の人数

2. 療育手帳交付者数の推移

18歳以上でB判定（中軽度）の人が増加傾向にあり、全体でも増加しています。

■療育手帳交付者数の推移 単位:人

年度		23	24	25
A (重度)	18歳未満	12	13	11
	18歳以上	108	107	107
B (中軽度)	18歳未満	48	49	50
	18歳以上	131	140	144
合計		299	309	312

※各年度末現在の人数

3. 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

交付者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

単位:人

年度	23	24	25
1級	69	59	65
2級	108	110	105
3級	4	9	13
合計	181	178	183

※各年度末現在の人数

4. 障害支援区分（※）認定者数の推移

認定者数は平成23年度の150人から平成25年度は161人となっています。区分別にみると、障がいの程度が最も重い「区分6」が増加傾向にあります。

■障害支援区分認定者数の推移

単位:人

年度	23	24	25
区分1	8	7	8
区分2	14	18	14
区分3	35	32	30
区分4	31	28	27
区分5	25	31	29
区分6	37	48	53
計	150	164	161

※平成26年4月から「障害程度区分」が「障害支援区分」に変更となりました。

5. 福祉に関するアンケート調査の主な結果

(1) 調査結果

①調査目的

第4期阿蘇市障がい福祉計画を策定するための基礎資料を得るため、障がい児・者の生活状況、社会参加状況、障害福祉サービス利用状況等の実情とニーズ及び課題を把握することを目的とする。

②調査項目

- ・性別、年齢、家族、日常生活動作等について
- ・障がいの状況について
- ・住まいや暮らしについて
- ・日中活動や就労について
- ・就労状況（仕事）について
- ・障害福祉サービス等の利用について
- ・相談相手について
- ・権利擁護について
- ・災害時の避難等について

③調査方法と回収率

- ・身体・知的・精神障がい児者を対象に、共通の調査票1種で調査を実施。
- ・郵送により1,000件配布し、537件を回収。回収率は53.7%。

④調査期間

平成26年8月

(2) 回答者特性

①回答者

調査票の回答者は「本人」が241人(44.9%)で最も多く、これに「本人の家族」の131人(24.4%)が続いています。

②回答者の性別と年齢

「男性」262人(48.8%)、「女性」269人(50.1%)。年齢層別にみると、「65歳以上」の340人(63.3%)が最も多く、これに「50～59歳」の55人(10.2%)が続いています。
身体障がい者の76.4%が「65歳以上」となっています。

③一緒に暮らしている人

「配偶者」の195人(36.3%)が最も多く、これに「子ども」の145人(27.0%)、「父

母・祖父母・兄弟」の 86 人（16.0 %）が続いています。

身体障がい者は「配偶者」と「子ども」の割合が高く、知的障がい者は「父母・祖父母・兄弟」と「いない（一人で暮らしている）」の割合が高くなっています。

④主な介助者

介助が必要であると回答した 293 人のうち、主な介助者は、「ホームヘルパーや施設の職員」の 120 人（41.0%）が最も多く、これに「配偶者」の 61 人（20.8%）、「子ども」の 60 人（20.5%）が続いています。

この結果を障がい別にみると、身体障がい者は「配偶者」と「子ども」の割合が高く、知的障がい者は「父母・祖父母・兄弟」と「ホームヘルパーや施設の職員」の割合が高くなっています。

（3）障がいの状況

①身体障がい

回答者全体の 73.4%（394 人）が身体障がい児者です。身体障害者手帳の等級をみると、「1 級」の 108 人（27.4%）が最も多く、これに「4 級」の 99 人（25.1%）、「3 級」の 70 人（17.8%）が続いています。「1 級」と「2 級」を合わせた『重度』の人が 175 人（44.4%）となっています。

②知的障がい

回答者全体の 20.9%（112 人）が知的障がい児者です。療育手帳の判定をみると、「A2」の 37 人（33.0%）が最も多く、これに「B1」の 25 人（22.3%）、「B2」の 24 人（21.4%）が続いています。知的障がい者の 29.5%は、発達障がいがある」と回答しています。

③精神障がい

回答者全体の 11.0%（59 人）が精神障がい児者です。精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、「2 級」の 43 人（72.9%）が最も多く、これに「1 級」の 12 人（20.3%）、「3 級」の 3 人（5.1%）が続いています。

（4）住まいや暮らし

①現在の暮らし

「家族と暮らしている」の 327 人（60.9%）が最も多く、これに「福祉施設で暮らしている」の 69 人（12.8%）、「一人で暮らしている」の 65 人（12.1%）が続いています。

身体障がい者の 66.0%が「家族と暮らしている」と回答しているほか、知的障がい者の 33.0%が「福祉施設で暮らしている」となっています。

②将来の地域での生活意向

「福祉施設で暮らしている」と「病院に入院している」と回答した 101 人の将来の地域

での生活意向は、「今のまま生活したい」の 66 人（65.3%）が最も多く、これに「家族と一緒に生活したい」の 20 人（19.8%）が続いています。

（５）障害福祉サービス等について

①障害福祉サービスの認知度

「知らない」が 259 人（48.2%）、「知っている」は 228 人（42.5%）となっています。「知らない」と回答した割合は、精神障がい者が特に多く、55.9%となっています。

②障害支援区分認定の有無

「受けていない」の 314 人（58.5%）が最も多く、以下、回答割合の高い方から順に、「無回答」149 人（27.7%）、「区分 6」21 人（3.9%）、「区分 4」13 人（2.4%）となっています。

③障害福祉サービスの利用状況

■利用状況

「利用している」割合が高い方から、「生活介護」（13.8%）、「施設入所支援」（13.2%）、「相談支援事業」（9.5%）、「自立訓練」（8.8%）、「共同生活援助」（4.7%）、「就労継続支援」（4.3%）の順となっています。

■今後の利用意向

「利用したい」割合が高い方から、「相談支援事業」（21.0%）、「生活介護」（20.7%）、「施設入所支援」（20.1%）、「自立訓練」（18.4%）、「短期入所」（17.5%）、「居宅介護」（16.0%）の順となっています。

■利用状況及び意向一覧

単位 上段：人 下段：%

		利用状況			利用意向		
		し利 用 い る	し利 用 い ない	無 回 答	し利 用 い る	し利 用 い ない	無 回 答
訪問系サービス	① 居宅介護 (ホームヘルプ)	17	346	174	86	204	247
		3.2	64.4	32.4	16.0	38.0	46.0
	② 重度訪問介護	3	323	211	55	207	275
		0.6	60.1	39.3	10.2	38.5	51.2
	③ 同行援護	5	322	210	49	211	277
0.9		60.0	39.1	9.1	39.3	51.6	
④ 行動援護	11	317	209	64	197	276	
	2.0	59.0	38.9	11.9	36.7	51.4	
⑤ 重度障害者等 包括支援	4	324	209	54	210	273	
	0.7	60.3	38.9	10.1	39.1	50.8	
日中活動系サービス	⑥ 生活介護	74	294	169	111	165	261
		13.8	54.7	31.5	20.7	30.7	48.6
	⑦ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	47	302	188	99	171	267
		8.8	56.2	35.0	18.4	31.8	49.7
	⑧ 就労移行支援	8	320	209	58	202	277
		1.5	59.6	38.9	10.8	37.6	51.6
⑨ 就労継続支援 (A型・B型)	23	306	208	63	196	278	
	4.3	57.0	38.7	11.7	36.5	51.8	
⑩ 療養介護	20	309	208	81	186	270	
	3.7	57.5	38.7	15.1	34.6	50.3	
⑪ 短期入所 (ショートステイ)	12	317	208	94	175	268	
	2.2	59.0	38.7	17.5	32.6	49.9	
サービス系 居住系	⑫ 共同生活援助 (グループホーム)	25	305	207	67	192	278
		4.7	56.8	38.5	12.5	35.8	51.8
⑬ 施設入所支援	71	277	189	108	161	268	
	13.2	51.6	35.2	20.1	30.0	49.9	
児童サービス	⑭ 児童発達支援	7	269	261	23	194	320
		1.3	50.1	48.6	4.3	36.1	59.6
	⑮ 放課後等デイサービス	6	263	268	23	193	321
1.1		49.0	49.9	4.3	35.9	59.8	
⑯ 保育所等訪問支援	5	263	269	17	198	322	
	0.9	49.0	50.1	3.2	36.9	60.0	
その他(地域生活支援事業)	⑰ 相談支援事業	51	264	222	113	143	281
		9.5	49.2	41.3	21.0	26.6	52.3
	⑱ 意思疎通支援事業	1	299	237	38	210	289
		0.2	55.7	44.1	7.1	39.1	53.8
	⑲ 移動支援事業	9	293	235	63	187	287
		1.7	54.6	43.8	11.7	34.8	53.4
	⑳ 地域活動支援センター 事業	21	280	236	63	186	288
		3.9	52.1	43.9	11.7	34.6	53.6
㉑ 訪問入浴サービス事業	1	302	234	57	194	286	
	0.2	56.2	43.6	10.6	36.1	53.3	
㉒ 日中一時支援事業	9	294	234	53	196	288	
	1.7	54.7	43.6	9.9	36.5	53.6	

(6) 相談相手について

「家族や親せき」の 358 人 (66.7%) が最も多く、以下、割合が高い方から、「かかりつけの医師や看護師」131 人 (24.4%)、「友人・知人」109 人 (20.3%)、「施設の指導員など」89 人 (16.6%)、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」67 人 (12.5%) の順となっています。

障がい別にみた比較的割合の高い項目は、以下の通りとなっています。

■知的障がい者

「施設の指導員など」(47.3%)、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」(7.1%)、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」(6.2%)

■精神障がい者

「かかりつけの医師や看護師」(42.4%)、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」(25.4%)

第3章 第3期計画の進捗状況

第3期（平成24～26年度）計画の進捗状況は、次のとおりです。

（1）障害者総合支援法に係る数値目標

①福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	人数	備考
H17年10月1日時点の入所者数（A）	78人	
目標年度入所者数（B）	70人	H26年度末見込み数
<目標値> 削減見込み（A-B）	8人 (10.4%)	入所者の1割以上削減
<実績値> H25年度末入所者数	9人 (11.5%)	
<目標値> 地域生活移行者数	24人 (30.8%)	入所者の3割以上を地域生活へ移行
<実績値> H25年度末地域生活移行者数	17人 (21.8%)	

平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から1割以上（8人）削減することが数値目標となっていますが、平成25年度末で目標を達成しています。

平成26年度末の地域生活移行者数は、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上（24人）が地域生活へ移行することが数値目標となっていますが、平成25年度末までの累計の地域生活移行者数は17名です。平成26年度末までの目標達成が、現段階では、厳しい状況にあります。

②福祉施設から一般就労への移行

項目	H26年度中 数値目標 (第3期計画)	H24年度中 実績	H25年度中 実績
<目標値> 目標年度の一般就労移行者数	1人/年	1人/年	2人/年

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標は、1 人となっていますが、平成 24・25 年度とも実績があります。

③就労支援事業の利用者数

項 目	H26 年度末 数値目標 (第 3 期計画)	H25 年度末 実 績
H26 年度末の福祉施設利用者数	70 人	69 人
<目標値> 目標年度の就労移行支援 事業の利用者数	14 人 (20%)	4 人 (6%)

平成 26 年度末における福祉施設利用者のうち、2 割以上の者（14 人）が就労移行支援事業を利用することが数値目標となっています。就労移行支援事業（一般就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓等の支援を行うサービス）は、対象者が、一部に限定され、また 1 人あたりの利用可能な期間が 2 年間に限られていることもあり、本市では、就労移行支援事業の利用量は、年々減少しています。平成 26 年度末までの目標達成が、現段階では、厳しい状況にあります。

④就労支援（A型）事業の利用者の割合

項 目	H26 年度末 数値目標 (第 3 期計画)	H25 年度末 実 績
就労継続支援（A型）事業の 利用者数（A）	36 人	33 人
就労継続支援（B型）事業の 利用者数	44 人	52 人
就労継続支援（A型+B型）事業の 利用者数（B）	80 人	85 人
<目標値> 目標年度の就労継続支援（A型） 事業の利用者数の割合（A） / （B）	45.0%	38.8%

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することが数値目標となっています。

平成 25 年度末の実績で、就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合は、国の数値目標である 3 割を超えていますが、本市においては、就労継続支援（A 型）事業より就労継続支援（B 型）事業の伸びの方が大きい状況です。平成 26 年度末の本市の就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合は、4 割程度になる見込みです。

（２）障害福祉サービスの見込量と進捗状況

①訪問系サービス

推計した見込量と実績は、次の通りです。

サービス種別	平成23年度 実績		平成24年度 実績		平成25年度 実績		平成26年度見込量	
	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
居宅介護	319 時間/月	30 人	276 時間/月	38 人	318 時間/月	36 人	518 時間/月	37 人
重度訪問介護	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人
同行援護	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人	0.1 時間/月	1 人	0 時間/月	0 人
行動援護	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人	90 時間/月	3 人
重度障害者等包括支援	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人	0 時間/月	0 人

<進捗状況>

○居宅介護

・利用者数は微増傾向にありますが、利用量は横ばいの状況です。利用量（見込量）については、1 人あたりの利用時間を 14 時間/月で設定したことに對し、過去 3 年間の 1 人あたりの利用時間が実績平均 8.9 時間/月であることが、実績と見込量に差がある要因です。

○同行援護

・これまでの利用実績がなく、市内及び圏域内に事業所がない状況であったため、利用を見込んでいませんでしたが、平成 25 年に実績があります。平成 24 年 12 月、市内に事業所が新設されたため、サービスを提供できる体制は整っています。

○行動援護

・これまでの利用実績はありませんが、ニーズ調査結果を勘案して、サービスの利用量を見込みました。しかしながら、支給申請者（決定者）が現状では皆無です。圏域内に事業所がない（県内に 6 ヶ所しか事業所がない）ことも、利用実績につながらない大きな要因だと考えられます。

○重度訪問介護・重度障害者等包括支援

・これまでの利用実績は皆無であり、支給申請者（決定者）がいないことから、利用を見込んでいませんでしたが、過去3年間についても同様に実績はありません。

②日中活動系サービス

推計した見込量と実績は、次の通りです。

サービス種別	平成23年度 実績			平成24年度 実績			平成25年度 実績			平成26年度見込量						
	利用量	利用者数		利用量	利用者数		利用量	利用者数		利用量	利用者数					
生活介護	1790	人日/月	92	人	1944	人日/月	101	人	2023	人日/月	101	人	2079	人日/月	99	人
自立訓練(機能訓練)	0	人日/月	0	人	0	人日/月	0	人	0	人日/月	0	人	20	人日/月	1	人
自立訓練(生活訓練)	157	人日/月	11	人	140	人日/月	9	人	122	人日/月	9	人	216	人日/月	12	人
就労移行支援	120	人日/月	9	人	96	人日/月	8	人	94	人日/月	8	人	180	人日/月	9	人
就労継続支援(A型)	501	人日/月	29	人	481	人日/月	30	人	521	人日/月	33	人	756	人日/月	36	人
就労継続支援(B型)	682	人日/月	42	人	822	人日/月	49	人	859	人日/月	50	人	880	人日/月	44	人
療養介護			0	人			12	人			12	人			12	人
短期入所	70	人日/月	15	人	71	人日/月	17	人	72	人日/月	20	人	96	人日/月	16	人

<進捗状況>

○生活介護

・利用者数、利用量ともに見込量に沿って着実に伸びてきました。平成25年度の利用者数の実績が、平成26年度の利用者数の見込量をわずかに上回っています。利用量（見込量）については、1人あたり21日/月の設定に対し、過去3年間の1人あたりの利用実績が平均20日/月であったため、利用量は実績をわずかに下回っています。

○自立訓練（機能訓練）

・これまでの利用実績はありません。ニーズ調査結果を勘案して、サービスの利用量を見込みました。しかしながら、支給申請者（決定者）が現状では皆無です。市内及び圏域内に事業所がない（県内に3ヶ所しか事業所がない）ことも、利用実績につながりにくい状況にあると考えられます。

○自立訓練（生活訓練）

・サービスの長期化を回避するため、1人あたりの利用可能な期間（2年）が限定されていることから、利用者数、利用量ともに伸びない要因になっていると考えられます。

○就労移行支援

・サービスの長期化を回避するため、1人あたりの利用可能な期間（2年）が限定されていることから、利用者数、利用量ともに大きく伸びない要因になっていると考えられます。利用者数の見込量は実績と同数ですが、利用量については、1人あたり20日/月の見込みに対し、現状では12日/月の利用になっているため、見込みに達していません。

○就労継続支援A型

・利用者数は見込みに沿って伸びてきました。利用者数は見込量が実績と同数ですが、利用量については、1人あたり21日/月の見込みに対し、現状では16日/月の利用になっているため、見込みに達していません。

○就労継続支援B型

・第3期計画では、退院可能精神障がい者と特別支援学校卒業者の分を見込んでいましたが、平成24年度から、実績が見込量を上回っています。しかしながら、市内にある就労継続支援B型事業所には、まだ定員に空きがある状況です。

○療養介護

・児童福祉法の改正により、平成24年度から18歳以上の障害児施設入所者は、障害者総合支援法の障害者施策で対応（都道府県から市町村に移管）することとなったことから、利用者数を見込んでいます。

○短期入所

・利用者数は、平成24年度から、実績が見込量を上回り、増加傾向にあります。1人あたりの利用量は、見込みほどの利用実績につながっていません。

③居住系サービス

推計した見込量と実績は、次の通りです。

サービス種別	平成23年度 実績		平成24年度 実績		平成25年度 実績		平成26年度見込み量	
	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
共同生活援助		32人		34人		36人		38人
共同生活介護		19人		23人		25人		21人
施設入所支援		68人		75人		72人		70人

<進捗状況>

○共同生活援助

・見込み量をやや上回る状況で利用者数が年々伸びてきています。

○共同生活介護

・障がいがあっても地域で生活したいとの思いを持つ障がい児・者や家族が増えてきているため、見込み以上に利用者数が年々伸びてきています。

○施設入所支援

- ・利用者数の伸びは見込みとほぼ一致しています。

④指定相談支援サービス

推計した見込量と実績は、次の通りです。

サービス種別	平成23年度 実績		平成24年度 実績		平成25年度 実績		平成26年度見込み量	
	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
計画相談支援		0人		2人		10人		31人
地域移行支援		0人		0人		1人		1人
地域定着支援		0人		0人		0人		1人

<進捗状況>

○計画相談支援

- ・平成24年度から平成26年度までの3年間で、すべての利用者について計画相談支援を作成する必要がありますが、当初の見込みより、計画相談支援を作成する進捗状況がやや遅れているため、見込みには達していません。

○地域移行支援

- ・福祉施設入所者の地域生活移行目標数と退院可能精神障がい者数を勘案して、利用者数を見込みました。しかしながら、実績支給申請者（決定者）が少ない状況です。

○地域定着支援

- ・障がいのある単身者等のニーズ調査結果や地域生活への移行目標数等を勘案して、利用者数を見込みました。しかしながら、支給申請者（決定者）が現状では皆無です。

（3）地域生活支援事業の見込量と進捗状況

①相談支援

推計した見込量と実績は、次の通りです。

事業	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績	実績	実績	見込み量
障がい者相談支援事業	206 件/月	234 件/月	213 件/月	150 件/月
住宅入居等支援事業	7 人/年	7 人/年	3 人/年	5 人/年
成年後見制度利用支援事業	0 人/年	1 人/年	1 人/年	5 人/年

<進捗状況>

○障がい者相談支援事業

・相談支援専門員が地域で生活する障がい者の自宅を訪問し、きめ細やかな支援ができるようになっており、実績が伸びてきています。

○住宅入居等支援事業

・障がい者が一般住宅へ入居し、生活を送るためには、前提として周囲の理解が必要不可欠であることが、住宅入所等支援事業につながらない大きな要因になっていると考えられます。

○成年後見制度利用支援事業

・現状の利用者は少ないですが、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者を保護するこの事業は、今後、必要性が高いと見込まれるため、より一層の事業の周知を図る必要があります。

②意思疎通支援事業

推計した見込量と実績は、次の通りです。

事業	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績		実績		実績		見込み量	
手話通訳者・要約筆記者派遣	8	人/年	7	人/年	4	人/年	10	人/年
	4	件/月	5	件/月	4	件/月	20	件/月

<進捗状況>

○手話通訳者・要約筆記者派遣

・手話通訳者等の専門性が高いことから、市内で活動している手話通訳者等は限られています。平成25年度から、市町村が手話奉仕員養成研修事業を実施しており、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成にも力を入れていきます。

③日常生活用具給付等事業

推計した見込量と実績は、次の通りです。

事業	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績		実績		実績		見込み量	
日常生活用具給付等事業	151	件/年	153	件/年	177	件/年	200	件/年

<進捗状況>

○日常生活用具給付等事業

・障がい者にとって、日常生活用具（ストマ用具、移動移乗用具等）の給付は、日常生活を送る上で、必要不可欠です。年々利用件数は増えており、日常生活の便宜

を図る観点からも、今後、更なる事業の周知を図る必要があります。

④移動支援事業

推計した見込量と実績は、次の通りです。

事業	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績		実績		実績		見込み量	
移動支援事業	18	時間/月	23	時間/月	26	時間/月	25	時間/月

<進捗状況>

○移動支援事業

・利用実績は見込みとほぼ一致しています。利用者は少ないですが潜在的なニーズはもっとあると見込まれるため、より一層の事業の周知を図る必要があります。

⑤地域活動支援センター事業

推計した見込量と実績は、次の通りです。

事業	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績		実績		実績		見込み量	
地域活動支援センター事業	106	人	111	人	91	人	120	人

<進捗状況>

○地域活動支援センター事業

・地域活動支援センターの継続利用につながらない方がいること及び一定の割合で地域活動支援センターの利用を経て次のステップにつながる方がいることが、計画値まで至っていない要因であると考えられます。

⑥訪問入浴サービス事業

推計した見込量と実績は、次の通りです。

事業	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績		実績		実績		見込み量	
訪問入浴サービス事業	2	人	2	人	1	人	5	人
	13	人日/月	10	人日/月	8	人日/月	40	人日/月

<進捗状況>

○訪問入浴サービス事業

・介護保険サービスへ移行したケース等があり、利用実績の伸びにつながりませんでした。対象者は「入浴が著しく困難な在宅で生活する重度の身体障害者」ですが、訪問入浴サービス事業より居宅介護（身体介護中心）の利用につながるケースが多いことも利用が伸びない要因になっていると考えられます。

⑦更生訓練費給付事業

推計した見込量と実績は、次の通りです。

事業	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績		実績		実績		見込み量	
更生訓練費給付事業	0	件	0	件	0	件	3	件

<進捗状況>

○更生訓練費給付事業

・現状では、利用希望者が皆無です。利用者のニーズを捉えることも必要であり、今後、より一層の事業の周知を図る必要があります。

⑧日中一時支援事業

推計した見込量と実績は、次の通りです。

事業	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績		実績		実績		見込み量	
日中一時支援事業	17	人	13	人	14	人	20	人
	109	人日/月	77	人日/月	75	人日/月	120	人日/月

<進捗状況>

○日中一時支援事業

・日中一時支援事業の利用者が、障がい福祉サービス（生活介護・放課後等デイサービス）に移行したため、利用者及び利用量が減少しています。

⑨自動車運転免許取得・改造事業

推計した見込量と実績は、次の通りです。

事業	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績	実績	実績	見込み量
自動車運転免許取得・改造事業	6件/年	8件/年	2件/年	5件/年

<進捗状況>

○自動車運転免許取得・改造事業

- ・自動車運転免許取得及び改造を必要とする障がい者は、年度によって、変動しますが、今後、より一層の事業の周知を図る必要があります。

第4章 平成29年度の数値目標

国の基本指針に即して、平成29年度における数値目標を設定します。

1. 施設入所者の地域生活への移行（継続）

【目標値①】施設入所者の削減：平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減

【目標値②】施設入所者へ地域生活への移行：平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行

【市の数値目標】

平成25年度末時点の入所者数(A) (人)	平成29年度末の入所者数(B) (人)	【目標値①】削減見込(A-B) (人)	【目標値②】地域生活移行者数 (人)
69人	66人	3人	8人

2. 地域生活支援拠点等の整備（新規）

【目標値③】平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備

【目標値③】平成29年度末時点の整備数 (箇所)	市町村ごと又は圏域ごと考え方
1箇所	阿蘇圏域

3. 福祉施設から一般就労への移行（整理・拡充）

【目標値④】福祉施設から一般就労への移行：平成24年度実績の2倍以上

平成24年度の一般就労移行者数 (人)	【目標値④】平成29年度の一般就労移行者数 (人)
1人	2人

4. 就労移行支援事業の利用者数

【目標値⑤】就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末から 6 割以上増加

平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数 (人)	【目標値⑤】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数 (人)
4人	7人

第5章 障害福祉サービスの必要量見込み等

障害福祉サービスの必要量見込みに際しては、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績からの伸びを中心に検討して見込量を算出しました。

1 訪問系サービスの見込量

○サービスの概要

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行います。

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

それぞれのサービスごとに、現利用者数や直近の伸びを踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値にそれぞれの平均利用時間を乗じてサービス量の見込みを算出する。

サービス種別			平成27年度				平成28年度				平成29年度			
			利用量		利用者数		利用量		利用者数		利用量		利用者数	
訪問系	居宅介護	見込	329	時間/月	37	人	356	時間/月	40	人	383	時間/月	43	人
	重度訪問介護	見込	0	時間/月	0	人	0	時間/月	0	人	5	時間/月	1	人
	同行援護	見込	3	時間/月	1	人	3	時間/月	1	人	3	時間/月	1	人
	行動援護	見込	0	時間/月	0	人	0	時間/月	0	人	0	時間/月	0	人
	重度障害者等包括支援	見込	0	時間/月	0	人	0	時間/月	0	人	0	時間/月	0	人

2 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

サービスの概要	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び特別支援学校卒業予定者の利用意向等から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数を乗じてサービス量の見込みを算出する。

(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な 1 人あたりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定する。

■ 第 4 期計画の見込量における推計方法

利用実績が皆無であることから、利用見込みなしとして設定する。

(3) 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者のうち地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な 1 人あたりの利用量等を勘案して、利用者数及び利用量の見込を設定する。

■ 第 4 期計画の見込量における推計方法

利用者数は現状維持とし、1 人あたりの利用量は 3 か年平均である 15 日に設定する。

(4) 就労移行支援

サービスの概要	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な 1 人あたりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第 4 期計画の見込量における推計方法

国指針に基づき、平成 29 年度末の利用者が、平成 25 年度末の利用者から 6

割以上増加するよう見込みを算出し、1人あたりの利用量は3か年平均である12日に設定する。

(5) 就労継続支援 (A型)	
サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>※A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行います。</p>

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人あたりの利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、1人あたりの利用量は3か年平均である16日に設定する。

(6) 就労継続支援 (B型)	
サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>※B型（非雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇いに結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行います（雇用契約は締結しない）。</p>

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び、県の動向や市内の事業所の空き状況を勘案して利用者数の伸びを3人に設定し、1人あたりの利用量は3か年平均である17日に設定する。

(7) 療養介護

サービスの概要	所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

利用者数の伸びは横ばいである。平成27年度に特別支援学校卒業者1人を見込む。

(8) -1 短期入所 (ショートステイ) 【福祉型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護等を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近伸びから実利用人数の見込みを算出し、1人あたりの利用量は3か年平均である4日に設定する。

(8) -2 短期入所 (ショートステイ) 【医療型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

対象者数から実利用人数の見込みを算出し、1人あたりの利用量は5日に設定する。

サービス種別			平成27年度				平成28年度				平成29年度			
			利用量		利用者数		利用量		利用者数		利用量		利用者数	
日中活動系等	生活介護	見込	2080	人日/月	104	人	2100	人日/月	105	人	2120	人日/月	106	人
	自立訓練(機能訓練)	見込	0	人日/月	0	人	0	人日/月	0	人	0	人日/月	0	人
	自立訓練(生活訓練)	見込	135	人日/月	9	人	135	人日/月	9	人	135	人日/月	9	人
	就労移行支援	見込	72	人日/月	6	人	72	人日/月	6	人	84	人日/月	7	人
	就労継続支援(A型)	見込	608	人日/月	38	人	640	人日/月	40	人	672	人日/月	42	人
	就労継続支援(B型)	見込	867	人日/月	51	人	918	人日/月	54	人	969	人日/月	57	人
	療養介護	見込			13	人			13	人			13	人
	短期入所(福祉型)	見込	92	人日/月	23	人	104	人日/月	26	人	116	人日/月	29	人
	短期入所(医療型)	見込	5	人日/月	1	人	5	人日/月	1	人	5	人日/月	1	人

3 居住系サービスの見込量

(1) 共同生活援助(グループホーム)

サービスの概要	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。 ※平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)と一元化になりました。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の

利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と過去の伸び、長期入院精神障がい者の地域移行見込み2人等から、実利用人数の見込みを算出する。

(2) 施設入所支援

サービスの概要	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。
---------	---------------------------------------

■ 必要量見込に関する国の基本指針

平成25年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定にあたっては、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の4%以上を削減することとし、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

国指針に基づき、平成29年度末の施設入所者数が、平成25年度末時点(69人)から4%以上(3人)削減するよう算出する。

サービス種別			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
居住系	共同生活援助	見込		64人		70人		75人
	施設入所支援	見込		71人		69人		66人

4 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

サービスの概要	障害福祉サービスを利用するすべての人に対し、サービス等利用計画の作成を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、月あたりの利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

障害福祉サービスの利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

(2) 地域移行支援

サービスの概要	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、月あたりの利用者数の見込みを設定する。

設定にあたっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

利用者数は現状維持として設定する。

(3) 地域定着支援

サービスの概要	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態に相談等の支援を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、月あたりの利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

利用者数は現状維持として設定する。

サービス種別			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
相談支援	計画相談支援	見込		20 人		21 人		22 人
	地域移行支援	見込		2 人		2 人		2 人
	地域定着支援	見込		2 人		2 人		2 人

5 障がい児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

サービスの概要	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて、障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、1人あたりの利用量は直近の実績から2.1日に設定する。

(2) 放課後等デイサービス

サービスの概要	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に施設に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、1人あたりの利用量は平均8日に設定する。

(3) 保育所等訪問支援

サービスの概要	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、1人あたりの利用量は平均8日に設定する。

(4) 医療型児童発達支援

サービスの概要	肢体不自由がある障がい児に対して医療機関に通所し児童発達支援及び治療を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等

のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

- 第4期計画の見込量における推計方法
対象児の数を勘案して見込量を計上する。

6 障害児相談支援の見込量

サービスの概要	障害児通所給付サービスを利用するすべての人に対し、障害児支援利用計画の作成を行います。
---------	---

- 必要量見込に関する国の基本指針
障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、月あたりの利用児童数の見込みを設定する。

- 第4期計画の見込量における推計方法
福祉サービスの新規利用者の伸びを見込む。

サービス種別			平成27年度				平成28年度				平成29年度			
			利用量		利用者数		利用量		利用者数		利用量		利用者数	
障がい児支援	児童発達支援	見込	48	人日/月	23	人	50	人日/月	24	人	53	人日/月	25	人
	放課後等デイサービス	見込	200	人日/月	25	人	216	人日/月	27	人	232	人日/月	29	人
	保育所等訪問支援	見込	6	人日/月	16	人	7	人日/月	17	人	7	人日/月	18	人
	医療型児童発達支援	見込	2	人日/月	1	人	2	人日/月	1	人	2	人日/月	1	人
	障害児相談支援	見込			5	人			5	人			6	人

第6章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、障がいのある方の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。直近の実績を勘案して必要量を見込みました。

1 相談支援

相談支援事業は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等の支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行います。また、成年後見制度の利用の有効性が認められ、かつ親族による支援が見込めない知的又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するための申し立てに要する経費及び後見人の報酬の全部又は一部を助成します。

事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込み		見込み		見込み	
障がい者相談支援事業	220	件/月	227	件/月	234	件/月
住宅入居等支援事業	7	人/年	7	人/年	7	人/年
成年後見制度利用支援事業	3	人/年	4	人/年	5	人/年

2 意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者派遣事業

手話通訳者を派遣することで、聴覚障がい者の意思疎通の円滑化を推進するとともに、市民に対して手話の技法を広め、聴覚障がいに対する理解を深めます。

(2) 要約筆記者派遣事業

手話取得が困難な中途失聴者、難聴者の意思疎通手段として要約筆記者を派遣することで、聴覚障がい者の社会参加を積極的に促進させます。

事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込み		見込み		見込み	
手話通訳者・要約筆記者派遣	8	人/年	8	人/年	8	人/年
	6	件/月	6	件/月	6	件/月

3 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行います。

事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込み		見込み		見込み	
日常生活用具給付等事業	203	件/年	229	件/年	255	件/年

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、円滑に外出できるよう、移動を支援します。

事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込み		見込み		見込み	
移動支援事業	34	時間/月	40	時間/月	46	時間/月

5 地域活動支援センター事業

(1) 地域活動支援センター（Ⅰ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等を行うとともに、あわせて相談支援事業について実施します。

(2) 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

(3) 地域活動支援センター（Ⅲ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、通所による援護事業を実施します。

事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込み		見込み		見込み	
地域活動支援センター事業	106	人	106	人	106	人

6 訪問入浴サービス事業

障がい者等の居宅を訪問して浴槽を提供し、障がい者の身体の清潔保持等のため入浴の介護を行います。

事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込み		見込み		見込み	
訪問入浴サービス事業	2	人	2	人	2	人
	16	人日/月	16	人日/月	16	人日/月

7 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者及び身体障害者更生援護施設に入所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込み		見込み		見込み	
更生訓練費給付事業	1	件	1	件	1	件

8 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保します。

事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込み		見込み		見込み	
日中一時支援事業	15	人	15	人	15	人
	80	人日/月	80	人日/月	80	人日/月

9 自動車運転免許取得・改造事業

障がい者が運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。また、障がい者が自ら運転する自動車の操向装置・駆動装置の改造を必要としている方に、その費用の一部を助成します。

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	見込み	見込み	見込み
自動車運転免許取得・改造事業	4 件/年	4 件/年	4 件/年

第7章 サービス見込み量等の確保のための方策

1 障害福祉サービス基盤の整備・促進

障がいのある方の障がいの状態や多様なニーズに応じて選択できるようなサービス提供体制を目指し、訪問系サービス及び日中活動系サービス基盤を整備していきます。

また、サービスの質の確保、向上を目指すとともにサービス提供に係る安全性を確保していきます。

2 相談支援体制の充実・強化

計画相談支援については、今年度で経過措置期間が終了し、平成27年度からサービスの支給決定に対し義務化されることとなります。今後も利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携を図りながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスに関する一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

3 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障がいのある方の自立と社会参加の促進に向け、多様なニーズに対応したサービスを提供するため、現在実施している事業を継続するとともに、事業のあり方などを適宜検討します。

4 障がい者の就労支援

障がいのある方が働き続けられる環境づくりを推進するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、就労・生活支援を実施します。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るとともに、障がい者就労施設等からの受注機会を拡大します。また、企業

等に対して、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。